

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金事務取扱基準

この基準は、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という）第13条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条関係

- (1) 建売住宅供給者からのシステム付き住宅の購入者の取扱いは、対象機器を設置する前に居住者が仮契約等により明確な場合に対象とする。
- (2) 集合住宅へ設置するとして一室に居住する者からの申請は、要綱第3条第1号の規定を準用し不可とする。
- (3) 第三者が所有する住宅に居住する者は、当該住宅への施設の設置について所有者の承諾を得るものとする。

2 要綱第4条関係

当該各号に定める補助金の額を下回る額での申請はできないものとする。

3 要綱第5条関係

- (1) 二世帯住宅のそれぞれの申請は、以下の要件を満たすものであること。
 - ① 玄関、台所、トイレがそれぞれに設置されていること。
 - ② 壁、ドア等で仕切りがあること。
 - ③ 風呂は1箇所以上であること
- (2) 新築時における申請可能時期は、基礎、柱などが施工され、設置場所が確定した後に申請ができることとする。
- (3) 申請者は生計を一にする居住世帯の代表者とする。この場合必ずしも住民基本台帳の世帯主と限らない。

4 要綱第8条関係

- (1) 添付書類の補助対象機器領収金額証明書の販売単価の金額は工事費及び消費税額を除く補助対象機器の金額を記入することとする。

附 則

この基準は、平成23年6月14日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年1月4日から適用する。